

2010年10月25日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国務院公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第131号)

**国務院、12月から外商投資企業に対して都市維持建設税などを徴税
～外資に対する税優遇を全廃へ～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国・国務院は2010年10月18日付で、『**内外資企業および個人の都市維持建設税と教育費付加制度を統一
することに関する通達**』(国発[2010]35号、以下、『通達』という)を公布しました。

『通達』は、**2010年12月1日以降**、「都市維持建設税」および「教育費付加制度」につき、これまで適用対象外と
されていた外商投資企業、外国企業、外国籍個人も徴税対象に含めることを決定したものです。

中国政府は1994年以降、内資企業と外商投資企業の税制統一に着手。2008年には『企業所得税法』を施行し、
それまで内資企業に比べて優遇措置が採られていた外商投資企業の税制を、内資企業との段階的な統一を実施し
ました。この度、「都市維持建設税」および「教育費付加制度」を外商投資企業や外国企業にも適用することにより、
外商投資企業の税制が全面的に内資企業と統一されることになります。

「都市維持建設税」と「教育費付加制度」は企業もしくは個人が納付した増値税・消費税・営業税の合計額を課税
標準としており、「都市維持建設税」の税率は都市の規模によって7%、5%、1%に分けられ、「教育費付加制度」は
一律3%に規定されています。

【 都市維持建設税、教育費付加制度 】

納付額: 増値税・消費税・営業税の納付税額 × 税率

【都市維持建設税】	
・ 納税者の所在地が市区の場合:	7%
・ 納税者の所在地が県城・鎮の場合:	5%
・ 納税者の所在地が市区もしくは県城・鎮以外の場合:	1%
【教育費付加制度】	3%

『通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および3ページにございます中国語原文をご
参照ください。

国务院

国発[2010]35号

『内外資企業および個人の都市維持建設税と教育費付加制度を統一することに関する通達』

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・委員会、各直属機関：

より一層税制を統一し、税負担の公平化を図り、公平な競争による外部環境を創出するため、第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議において採択された『全国人民代表大会常務委員会の外商投資企業および外国企業の増値税、消費税、営業税等の税收暫定条例に関する決定』に基づき、国务院は内外資企業および個人の都市維持建設税および教育費付加制度を統一することを決定した。関連する問題について以下のように通知する：

2010年12月1日より、外商投資企業、外国企業および外国籍個人に対して、国务院が1985年に公布した『中華人民共和国都市維持建設税暫定条例』および1986年に公布した『教育費付加徴収に関する暫定規定』を適用する。1985年および1986年以降、国务院および国务院財税主管部門が公布した都市維持建設税および教育費付加に関する法規、規則、政策は同時に外商投資企業、外国企業および外国籍企業に対して適用する。

本通達と抵触する各規定は同時に廃止する。

国务院

2010年10月18日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

国务院

国发[2010]35 号

《关于统一内外资企业和个人城市维护建设税和教育费附加制度的通知》

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

为了进一步统一税制、公平税负，创造平等竞争的外部环境，根据第八届全国人民代表大会常务委员会第五次会议通过的《全国人民代表大会常务委员会关于外商投资企业和外国企业适用增值税、消费税、营业税等税收暂行条例的决定》，国务院决定统一内外资企业和个人城市维护建设税和教育费附加制度，现将有关问题通知如下：

自 2010 年 12 月 1 日起，外商投资企业、外国企业及外籍个人适用国务院 1985 年发布的《中华人民共和国城市维护建设税暂行条例》和 1986 年发布的《征收教育费附加的暂行规定》。1985 年及 1986 年以来国务院及国务院财税主管部门发布的有关城市维护建设税和教育费附加的法规、规章、政策同时适用于外商投资企业、外国企业及外籍个人。

凡与本通知相抵触的各项规定同时废止。

国务院

二〇一〇年十月十八日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。